

政務調査費に関する説明資料

平成21年1月

和歌山県議会事務局

目 次

1	政務調査費とは	1 頁
2	政務調査制度の概要	1 頁
3	交 付 基 準	6 頁
4	交付等の手続・書類の流れ . . .	7 頁
5	使 途 基 準	11 頁
6	関係書類の整備・保管	16 頁
7	収支報告書の作成と提出 . . .	21 頁 (残余额の返還を含む)
8	収支報告書に係る調査	30 頁
9	収支報告書の閲覧	30 頁
10	資 料	31 頁

1 政務調査費とは

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっています。

このような中であって、議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、地方自治法によって、政務調査費交付の制度が設けられました。

この政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して交付されるものです。

2 政務調査制度の概要

地方議員の活動基盤の充実強化については、かねてから、全国都道府県議会議長会を初めとする地方団体から国に対して強い要望がなされてきましたが、これらの積極的な活動が実を結び、政務調査費の制度化等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が平成12年5月に成立し、この制度は平成13年4月1日に施行されました。

本県では、この地方自治法の改正を受け、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」が、平成13年2月定例会において議員提出議案として提案可決されるとともに、同時に条例の施行に関して必要な事項を定めるため、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」が議長により制定され、何れも平成13年4月1日から施行されました。

(1) 根 拠 法

地方自治法第100条第14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。

この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

[参考：収支報告書の提出]

地方自治法第100条第15項

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 和歌山県政務調査費の交付に関する条例等の主な制定経過

条例等名	和歌山県政務調査費の交付に関する条例	和歌山県政務調査費の交付に関する規程	参 考 (運用マニュアル制定経緯)
施行日	平成13年4月1日	平成13年4月1日	
改正	—	平成17年7月26日改正 改正内容 ※平成17年度分から適用 ●第5条 会派の代表者及び議員は収支報告書の提出に際し一件5万円以上のすべての支出（事務所費・事務費・人件費を除く）について、領収書の写し又は支払証明書の写しを提出しなければならない。	政務調査費マニュアル ↓ 政務調査費運用の手引き (H17.8.5制定) 政務調査費運用の手引き細則 (H20.2.15制定)
改正	平成19年4月1日 改正 改正内容 ●第3条第1項 会派に係る政務調査費 月額6万円→月額3万円 ●第4条第1項 議員に係る政務調査費 月額24万円→月額27万円	—	

(3) 条例及び規程の概要

政務調査費に係る和歌山県政務調査費の交付に関する条例・和歌山県政務調査費の交付に関する規程（以下、「条例」「規程」という。）の主な概要は以下のとおりです。

政務調査費の交付の対象（条例第2条）
①県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）
②県議会議員

政務調査費の額等（条例第3条～第4条）

- ①会派分：月額3万円×月の初日における会派の所属議員数
- ②議員分：月の初日に在職する議員1人につき月額27万円

会派の届出（条例第5条）〔様式：規程第2条〕

【会派からの届出事項】 提出先：議長

- ①会派結成届 規程：別記1号様式（40頁参照）
議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び政務調査費経理責任者を定め、会派の代表者が提出。
- ②会派異動届 規程：別記2号様式（42頁参照）
会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派の代表者が提出。
- ③会派解散届 規程：別記3号様式（43頁参照）
会派を解散したときは、当該会派の代表者が提出。

会派等の通知（条例第6条）〔様式：規程第3条〕

【交付対象となる会派・議員に関する議長から知事への通知】

規程：別記4号様式（44頁参照）

●期 限 毎年4月10日

※ 上記期限後に会派結成届・会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、
又は議員の異動が生じたときは、同様式により、速やかに通知。

政務調査費の交付決定（条例第7条）

①年度当初の交付決定

知事は、前条の期限内に行われた会派等の通知について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知。

②年度途中の交付決定

知事は、前条の「会派等の通知」があった会派及び議員について、次のとおり交付決定等を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。

- 政務調査費の交付を受けるべき会派又は議員がある場合・・・交付の決定
- 既に交付の決定を行った政務調査費の交付の額に変更が生じた場合
・・・変更の交付の決定

※ 交付等の手続〔7頁〕

政務調査費の請求及び交付（条例第8条）

①政務調査費の請求（期限：毎四半期に属する最初の月の20日まで）

会派の代表者又は議員は、交付決定通知を受けた後、四半期ごとに当該四半期に属する月分の政務調査費を知事に請求。

②政務調査費の交付

知事は、会派の代表又は議員の請求に基づき、政務調査費を交付。

※ 交付等の手続〔8頁〕

政務調査費の使途基準（条例第10条、規程第4条）

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に定める使途基準（規程第4条）に従い、政務調査費を使用。

※ 使途基準の詳細〔11頁～15頁〕

収支報告書（条例第11条、規程第5条～第6条）〔様式：条例第11条〕

①収支報告書の提出

会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収支報告書を、毎年4月30日迄に議長に提出。

②収支報告書への添付書類

1件5万円以上のすべての支出（事務所費、事務費、人件費を除く。）について、領収書の写し又は支払証明書の写しを添付。

③知事への送付

議長は、提出を受けた収支報告書の写しを知事に送付。

※ 収支報告書の詳細〔8頁、21頁～26頁〕

議長の調査（条例第12条）

議長は、収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査。

政務調査費の返還（条例第9条）

政務調査費を返還する場合は、次のとおり。

- ① 1 四半期の途中に会派が解散した場合
既交付分の政務調査費のうち、会派が解散した日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務調査費。
- ② 1 四半期の途中に会派の所属議員が減少し、交付を受けるべき政務調査費の額が減少した場合
既に交付を受けた政務調査費との差額。
- ③ 政務調査費の交付を受けた議員が1 四半期の途中で辞職等により議員でなくなった場合
既交付分のうち、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務調査費。
- ④ 残余が生じた場合

収支報告書の保存及び閲覧（条例第13条、規程第8条）

【収支報告書の保存期限】

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を3年間保存。

【収支報告書の閲覧】

①閲覧請求資格

- 県内に住所を有する者
- 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

②閲覧場所等

- 提出期限の末日の翌日から起算して60日後の翌日から閲覧が可能。
- 場所は、議会事務局長が指定。
- 閲覧時間は、職員の勤務時間中。

※ 情報公開（収支報告書等）の詳細〔30頁、82頁〕

証拠書類等の整理保管（規程第7条）

①整理・保管義務者

会派の政務調査費経理責任者及び議員

②整理・保管内容等

政務調査費の収入及び支出に係る会計帳簿を作成し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管のうえ、これを3年間保存。

※ 証拠書類等の整理保管の詳細〔16頁～17頁〕

3 交付基準

(1) 交付対象 **会派及び議員**

(2) 交付月額

会 派	月額 3万円×議員数（毎月1日における各会派の所属議員数）
議 員	月額27万円（毎月1日に在籍する議員に交付）

※ 新たに会派が結成された場合又は議員が当選した場合は、翌月分からの交付。

4 交付等の手続・書類の流れ

手続の種類		時 期	会 派	議 員
交付 の 手 続 き	会派の 届出	<ul style="list-style-type: none"> ●会派結成時 規程別記第1号様式 ●異動等の都度 規程：別記第2～3号様式 	会 派 ⇒ 議 長	—
	条例第5条 規程第2条		<ul style="list-style-type: none"> ●会派の代表者、経理責任者を決定 ●会派結成(異動・解散)届の提出 	
知事への通知		<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度 4月10日まで ●異動等の都度 規程：別記第4号様式	議 長 ⇒ 知 事	政務調査費を受ける議員を通知
条例第6条	会派結成(異動・解散)届のあった会派を通知			
交 付 決 定	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度当初 ●異動等の都度 条例第7条	知 事 ⇒ 会派代表者	知 事 ⇒ 議 員	交 付 決 定 通 知
請求書提出	<ul style="list-style-type: none"> ●毎四半期ごと 毎四半期に属する最初の月の20日まで ●異動等の都度 条例第8条 第1～2項	会派代表者 ⇒ 知 事	議 員 ⇒ 知 事	



交 付 条例第8条 第3項	●請求のあった都度	知 事 ⇒ 会派代表者	知 事 ⇒ 議 員



政務調査費 の支出 〔使途基準〕 条例第10条	《 随 時 》	会派経理責任者	議 員
		<ul style="list-style-type: none"> ●各種契約書の作成（必要な場合） ●支 出 ●会計帳簿への記帳 ●領収書の保管（又は支払証明書の作成） ●その他 	



収支報告書等 の提出 条例第11条 規程第5条	<ul style="list-style-type: none"> ●交付年度の翌年度 4月30日まで ●会派解散、議員離職 翌日から30日以内 条例：別記様式 その1及び2	会派代表者 ⇒ 議 長	議 員 ⇒ 議 長
		<ul style="list-style-type: none"> ●収支報告書（原本）の提出 ●1件5万円以上の支出領収書等の写しの提出 ※ 事務所費、事務費及び人件費を除く 	



収支報告書等 の確認 条例第12条	●毎年度 5月1日～	事務局による確認《全会派・全議員》
-----------------------------	------------	-------------------





収支報告書の 知事への送付 規程第6条	●毎年度 5月1日～	議 長 ⇒ 知 事	
		----- 会派及び議員から提出のあった収支報告書の写し を送付	



残余额の返還 ※残余が生じた 場合 条例第11条	毎年度5月31日まで (出納整理期間中) ※ 5月31日が休日の場合 は前の平日	知 事 ⇒ 会派代表者	知 事 ⇒ 議 員
		----- 納 入 通 知 書 発 行	
		会 派 代 表 者	議 員
		----- 残 余 額 の 返 還	



収支報告書等 の修正	●随時	会派代表者 ⇒ 議 長	議 員 ⇒ 議 長
		----- ●修正依頼書の提出 ※ 記入例29頁 ●領収書等の写しの提出 * 事務所費、事務費及び人件費を除く費目で1件 5万円以上の支出が訂正原因に含まれている場合 ※ 修正の結果、新たに残余额が生じた場合は 返還が必要になります。	



収支報告書等 の閲覧開始 条例第13条 規程第8条	収支報告書の提出期限 の翌日から起算して 〔開始〕 61日目 〔終了〕 3年間	会派の収支報告書等	議員の収支報告書等
		----- ●閲覧 ・ 場所＝議会事務局長が指定 ・ 時間＝職員の勤務時間中 ●閲覧者 ・ 県内に住所を有する者 ・ 県内に事務所又は事業所を有する個人 または法人	



		会派経理責任者	議 員
会計帳簿・証拠書類等の原本の保管 規程第7条	収支報告書の提出期限の翌日から3年間保存	●会計帳簿（支出整理簿等） ●領収書 ●支払証明書 ●事務所・職員雇用状況報告書 ●各種契約書 ●その他の証拠書類	

5 使途基準

使途基準については、和歌山県政務調査費の交付に関する条例に基づき、同規程第4条で定められていますが、より詳細な基準として「政務調査費運用の手引き」が作成され、さらにそれを補完するために「政務調査費運用の手引き細則」が作成されました。

以下については、その一部を抜粋したものです。

なお、詳細については、次の「政務調査費運用の手引き」等を御参照下さい。

和歌山県政務調査費の交付に関する規程（使途基準）	38頁
和歌山県政務調査費運用の手引き	46頁
和歌山県政務調査費運用の手引き細則	52頁

政務調査費運用にあたっての三原則（和歌山県政務調査費運用の手引きから抜粋）

①実費弁償の原則

政務調査活動は、議員（会派）の自発的な意志に基づき行われるものであることから、政務調査費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することが原則となる。

②按分にあたっての指針

議員（会派）の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる。

この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うこととする。

③年度精算の原則

政務調査費については、交付年度内に執行された調査研究活動に要した経費を収支報告書にとりまとめ議長に報告することとなる。

例外として、年間を通じて継続的に使用したことにより発生する使用料のうち次の要件全てに該当するものにあつては、支払った日の属する年度にその経費を算入しても差し支えないものとする。

記

- ・毎月定期的に精算のうえ請求されるものであること。
- ・各月の請求の金額が大きく変動する性格のものでないこと。

規程第4条に規定する使途基準〔別表1：会派〕

項目	内 容	具体的な経費の例示
調査研究費	会派が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 54頁参照 調査委託費、交通費、宿泊費等	学識経験者等への調査委託費 県内・県外調査費、海外調査費 上京要望活動費 登庁調査費
研修費	会派が行う研修会及び講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 56頁参照 会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費 交通費、宿泊費等	政策研修会開催費 研修会参加費 講演会参加費
会議費	会派における各種会議に要する経費 56頁参照 会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等	会派総会開催費 関係団体との意見交換会開催費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 58頁参照 印刷製本費、原稿料等	要望書印刷費、資料印刷費等 ビデオ・CD・DVD等作成費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 58頁参照 書籍購入費、新聞雑誌購読料等	書籍等購入費 (ビデオ、CD、DVD等を含む) 新聞購読料
広報費	会派が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 58頁参照 広報誌、報告書等印刷費、送料、交通費等	会派ホームページ作成委託費、維持費 広報誌、報告書等印刷費、郵送料
事務費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 60頁参照 事務用品、備品購入、通信費等	電話使用料(携帯含む) 郵送料(切手代) 事務機器借り上げ コピー機、パソコン、FAX等 事務用品消耗品購入費 自動車リース料
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 62頁参照 給料、手当、社会保険料、賃金等	政務調査補助職員雇用費

支出に適しない経費の例示	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ●観光レクリエーション目的の交通費 ●政党・選挙活動に係る経費 (単なる役員改選のみの政党大会への出席) ●議会の費用弁償支給日の交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外調査は、明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とすること
<ul style="list-style-type: none"> ●政党本来の活動に伴う党大会費 ●議会内の親睦団体の会費 ●他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費 ●親睦または飲食を目的とする会合の会費 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事代については、社会通念上の範囲を逸脱することなく、必要最小限の節度ある執行にかぎること ●会派内部の会食は認められない
<ul style="list-style-type: none"> ●親睦または飲食を目的とする会合の会費 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党・選挙活動に係る資料作成費 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党・選挙活動に係る経費 (政党ポスター・パンフレット印刷等) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党、選挙活動に係る電話代等の諸経費 ●環境整備にかかる高額な備品、美術品 ●自動車取得費、車検代、自動車税、自動車修理代 ●慶弔等の電報料金 	<ul style="list-style-type: none"> ●政務調査活動以外で使用する場合は按分する
	<ul style="list-style-type: none"> ●政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、政務調査とその他の業務が併存している場合は、按分による ●雇用単価は、社会通念上妥当な範囲の額

規程第4条に規定する使途基準〔別表2：議員〕

項目	内 容	具体的な経費の例示
調査研究費	議員が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 64頁参照 調査委託費、交通費、宿泊費等	学識経験者等への調査委託費、県内・県外・海外調査費、登庁調査費 レンタカー料金、ガソリン代、高速料金、駐車料金、タクシー代等
研修費	団体が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 66頁参照 会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費 交通費、宿泊費等	研修会参加費 講演会参加費 議員連盟会費等
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望・意見を吸収するための各種会議に要する経費 66頁参照 会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等	地域住民・団体との意見交換会開催費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 68頁参照 印刷製本費、原稿料等	政調資料作成費 ビデオ・CD・DVD等作成費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 68頁参照 書籍購入費、新聞雑誌購読料等	書籍等購入費 (ビデオ、CD、DVD等を含む) 新聞購読料
広報費	議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 68頁参照 広報誌、報告書等印刷費、送料、交通費等	ホームページ作成委託費、維持費 広報誌、報告書等印刷費、郵送料
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 70頁参照 事務所の賃借料、管理運営費等	事務所の賃借料 光熱水費 来客用駐車場
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 72頁参照 事務用品、備品購入、通信費等	電話使用料(携帯含む) 郵送料(切手代) 事務機器借り上げ (コピー機、パソコン、FAX等) 事務用品消耗品購入費 自動車リース料
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 74頁参照 給料、手当、社会保険料、賃金等	政務調査補助職員雇用費

支出に適しない経費の例示	留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ●観光レクリエーション目的の交通費 ●政党・選挙活動に係る経費 (単なる役員改選のみの政党大会への出席) ●議会の費用弁償支給日の交通費 ●自動車修繕費、車検費用、保険料等 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外調査は、明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とすること
<ul style="list-style-type: none"> ●政党本来の活動に伴う党大会費、党費 ●活動総体が政務調査活動に寄与しない団体に納める会費 ●個人の立場で加入している団体などに対する会費 ●議会内の親睦団体の会費 ●他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費 ●親睦または飲食を目的する会合の会費 ●宗教団体の会費 ●冠婚葬祭の会費 ●意見交換を伴わない会合の会費 	<p>食事代については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上の範囲を逸脱することなく、必要最小限の節度ある執行にかざること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●親睦または飲食を目的する会合の会費 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党・選挙・後援会活動に係る資料作成費 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党、選挙、後援会活動に係る経費 (選挙ポスター・パンフレット印刷等) 	
<ul style="list-style-type: none"> ●政党、選挙、後援会組織の事務所の設置及び維持に要する経費 ●事務所用土地購入費、建物の購入費、建設工事費等 	<ul style="list-style-type: none"> ●後援会事務所との併用となっている場合は按分とする ●事務所の修繕費は認められない
<ul style="list-style-type: none"> ●政党、選挙・後援会活動に係る電話代等の諸経費 ●環境整備にかかる高額な備品、美術品 ●自動車取得費、車検代、自動車税、自動車修理代 ●慶弔等の電報料金 	<p>政務調査活動以外で使用する場合は按分する</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、政務調査とその他の業務が併存している場合は、按分による ●雇用単価は、社会通念上妥当な範囲の額

6 関係書類の整備・保管

(1) 会計帳簿等の整理保管

政務調査費の交付を受けた会派（経理責任者）及び議員は、各々の責任で政務調査費に係る収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管する必要があります。

保存期間は、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日までとされています。（規程第7条）

【参 考】 ※ 平成20年度収支報告書の例
提出期限：平成21年4月30日
保存期限：平成24年4月30日迄

(2) 会計帳簿の作成

政務調査費に係る会計帳簿（㊟支出整理簿等）は、必ず備え付けなければなりません。会計帳簿の種類等については特に定められていませんが、一例として、「出納簿」及び「支出整理簿」があります。

① 出納簿（「様式例 1」 18頁参照）

出納簿は、政務調査費に係る日々の収入と支出の状況を明確にするために必要なもので、残余额の把握等に必要となるものです。

② 支出整理簿（「手引き細則 参考様式 1」 77頁参照）

収支報告書には、使途項目（調査研究費等）ごとの支出合計はもとより、主な支出の内訳として、各使途項目の細目を記載していただく必要があります。

そこで、例えば使途項目ごとに「支出整理簿」を作成していただき、摘要欄にその細目及び使途を明記しておくこと、出納簿への転記や項目別の集計がしやすくなるため、収支報告書作成時に便利です。

(3) 支出証拠書類

① 証拠書類の整備

支出を証明するものとして、領収書・受領書・振込通知書その他これに類する書類（以下、「領収書等」と言います。）を整備する必要があります。

また、これらが取得できない場合（㊟自動券売機で購入した切符代等）には、活動行程等の記録を控えて支払証明とするなど、支払の証明が必要となります。

※ 「様式例2（19頁参照）」「記入例（20頁参照）」

②証拠書類の範囲

整備する証拠書類の範囲については、下記のとおりです。

領 収 書

最低限、以下の要件を満たすものです。

- ア. 目的物・内容が記載されていること
- イ. 受領の文言があること
- ウ. 受取人の署名（発行者住所、氏名、印）があること
- エ. 日付の記載があること
- オ. 宛名が記載されていること（空白、上様は不可）

※ 3万円以上の領収書は、印紙税法に基づく収入印紙の貼付の有無を確認して下さい。

領収書と同等のものとみなすことが出来るもの

以下のものについては、領収書と同等のものとみなすことができます。

なお、レシート等で領収書の要件と比べて、記載内容に不備がある場合は、余白等への加筆をお願いします。

- ア. レシート（ただし、可能な限り領収書の取得をお願いします）
- イ. 振込通知書
- ウ. 通帳の写し
- エ. クレジットカード売上票（領収書と一体の場合があります）

※ 売上票を紛失した場合、カード会社から送付される利用明細書でも可

領収書等を取得できず、支払証明書を作成している場合

以下のように、通常、領収書等を取得できない場合については、「支払証明書（「様式例2」19頁参照）」により、領収書に代えることが出来ます。

- ア. 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの
- イ. 緊急の場合で、領収書を取得するいとまがなかったもの

③証拠書類の提出義務

規程第5条の規定により、平成17年度分以降の和歌山県政務調査費について、収支報告書を提出するときは、1件5万円以上のすべての支出（会派の場合は事務費及び人件費、議員の場合は事務所費、事務費及び人件費を除く。）について領収書の写し又は支払証明書の写しの添付が義務付けられています。

様式例 2

(平成 年度) 政務調査費支払証明書

使途項目	支出年月日	政務調査費充当額	支 出 先	内容及び領収書等を徴し難かった事情	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

氏 名

㊟

※ 按分により政務調査費を充当した場合には、「備考」欄に支払総額及び按分割合を記載して下さい。

政務調査費支払証明書 記入例

(平成 年度) 政務調査費支払証明書

使途項目	支出年月日	政務調査費充当額	支出先	内容及び領収書等を徴し難かった事情	備 考
研修費	20.8.1	〇〇,〇〇〇円	〇〇〇〇	謝金 視察先において、緊急に依頼したため	支払総額 政務調査費按分割合〇〇%

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 最終支出日以降で、提出するまでの日付を記入して下さい。

氏 名 〇 〇 〇 〇 ㊟

会派の場合は、「会派名」と「代表者名（会計責任者でも可）」の二段書きにして下さい。

※ 按分により政務調査費を充当した場合には、「備考」欄に支払総額及び按分割合を記載して下さい。

7 収支報告書の作成と提出

(1) 収支報告書とは

収支報告書は、当該年度において、和歌山県から交付された政務調査費について、会派及び議員が行った政務調査活動の実績を報告するもので、県民誰もが閲覧でき、かつ公文書として3年間保存されます。

(2) 収支報告書の提出義務

①政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、毎年度、会計帳簿をもとに、収支報告書（別記様式その1又はその2）を作成し、毎年4月30日までに、議長に提出することとなっています。

●会派用：別記様式その1 35頁
●議員用：別記様式その2 36頁

②会派が解散した場合や議員が辞職等した場合は、当該日の属する月までの収支報告書を、当該日の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとなっています。

(3) 収支報告書の作成上の留意事項

①「1 収入」欄について

交付を受けた政務調査費の総額を記載して下さい。

②「2 支出」欄における支出額について

ア. 区分ごとに支出額を記載して下さい。

イ. 区分の支出額の計が、合計額と一致するようにして下さい。

ウ. 支出額は実際に政務調査活動に要した費用の合計額を記入して下さい。

③「3 残余」について

収入額と支出の合計額の差が残余となり、返還の対象となります。

なお、支出額が収入額を超える場合であっても、残余はゼロにして下さい。

記載例を掲載しておりますので、御参照下さい。

●会派用 22頁
●議員用 23頁

記載例《その1：会派》（第11条関係）

和歌山県議会議長 様

会派名 ○ ○ ○ ○
 代表者名 △ △ △ △ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事務局への提出日を記入して下さい。
 (4月30日以前の日付となります)

政務調査費収支報告書

平成〇〇年〇月〇日付け和議会第〇〇号で交付決定のあった政務調査費について、和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、平成〇〇年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

交付を受けた政務調査費の総額を記載して下さい。

記

1 収入
 政務調査費 7,200,000円

区分ごと(調査研究費等)に実際に政務調査活動に要した費用の
 支出額の合計額を記入して下さい。

2 支出 (単位：円)

区 分	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費	1,536,415	会派検討委員会開催経費 県外行政調査旅費(東京、鳥取) ○○問題検討委員会開催経費
研修費	755,350	講演会参加費 会派勉強会開催費 等
会議費	1,541,600	会派総会開催費 関係団体との意見交換会開催費 等
資料作成費	551,090	要望書印刷費、資料印刷費
資料購入費	551,975	書籍等購入費、新聞・雑誌購入費
広報費	1,211,600	会派ホームページ更新委託費 会派広報誌作成委託費 等
事務費	1,051,970	備品購入費、消耗品購入費 通信費(電話、切手等) 等
人件費	0	
合 計	7,200,000	

収入額と支出合計の差が 区分ごとの支出額の計が、合計額と一致すること。
 残余となり、返還対象となります。

3 残余 0円

収入額を超過する場合であっても、残余はゼロにして下さい。

記載例《その2：議員》（第11条関係）

和歌山県議会議長 様

氏 名 ○○○○ 印

平成○○年○○月○○日

事務局への提出日を記入して下さい。
(4月30日以前の日付となります)

政務調査費収支報告書

平成○○年○月○日付け和議会第○○号で交付決定のあった政務調査費について、和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、平成○○年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

交付を受けた政務調査費の総額を記載して下さい。

記

1 収入
政務調査費 3,240,000円

2 支出 (単位：円)
区分ごと(調査研究費等)に実際に政務調査活動に要した費用の支出額の合計額を記入して下さい。

区 分	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費	889,520	○○案件に係る土地測量委託費 県外調査経費 県内調査経費 等
研修費	259,500	○○○講演会への参加旅費 ○○○研修会への参加費及び旅費 ○○○議員連盟会費 等
会議費	110,500	地元要望聴取のための会場借上費 地元報告会のための会場借上費 等
資料作成費	150,000	資料印刷費
資料購入費	42,320	書籍等購入費、新聞・雑誌購入費 等
広報費	225,327	広報誌印刷費及び発送費 ホームページ作成委託費 等
事務所費	132,275	光熱水費 等
事務費	332,320	事務機器借上費、コピー用紙購入費 事務用品購入費、通信費(電話、切手等) 等
人件費	1,098,238	事務員雇用経費
合計	3,240,000	

収入額と支出合計の差が 区分ごとの支出額の計が、合計額と一致すること。
残余となり、返還対象となります。

3 残余 0円 ← 収入額を超過する場合であっても、残余はゼロにして下さい。

(4) 領収書、その他証拠書類（写し）の添付

①領収書、その他証拠書類の写しの添付

政務調査費の交付を受けた会派（経理責任者）と議員は、収支報告書を提出する場合、政務調査費による1件5万円以上の支出（事務所費、事務費及び人件費に係るものを除く。）に係る領収書、その他の証拠書類の写し（16頁参照）を添付しなければなりません。

②添付する領収書等の取扱い等

ア. 「1件」とは、1回の支払（領収書）単位をいいます。

イ. 「5万円以上の支出」とは、政務調査費から支出する金額が5万円以上になるものを言います。

ウ. 「一件当たりの支払単位」の考え方

●ガソリン代、タクシー代金等の掛払いで、月単位で一括して請求される場合（クレジットカードからの請求は除く。）は、月単位の金額。

●クレジットカードによる支払の場合は、カード使用店で購入時に発行される「クレジットカード売上票（領収書）」の金額。

●複数の商品を同時に購入した場合、その領収書が5万円以上になると添付対象となります。

エ. 会派の県外調査に係る経費で、県旅費規程に基づく旅費額を適用する会派の県外調査に係る経費について、議員個人ごとに支払う場合は、各一人分が一件となります。

オ. 振込による支払の場合は、振込手数料を含む金額が5万円以上のものが対象となります。

③添付及び提出の方法

ア. 領収書等については、できれば「様式例 3」をもとに、「領収書貼付様式への記入例(26頁)」を参考にいただき、その写しを貼付し、用途項目・政務調査費按分割合等の必要事項を記入のうえ提出して下さい。

イ. 領収書等を取得できていない場合は、支払証明書（様式例 2 19頁参照）に、領収書等の添付様式と同様、政務調査費への充当金額、按分率等の必要事項を記入のうえ提出して下さい。

※ 特に、領収書の宛先・支払者が議員個人（会派名）以外の領収書の場合は、必ず按分比率（説明）の記載が必要となります。

④個人情報のマスキング

収支報告書等は閲覧の対象となっていますので、提出書類に個人情報（口座番号等）が記載されている場合は、会派・議員においてマスキングのうえ、提出をお願いします。

様式例 3

〔別 紙〕

--

※ 領収書は、すべて徴することが原則となっておりますが、按分により政務調査費を充当した場合は、「支出月日」の下に「備考」の項目を設けて按分割合を記載して下さい。

④ 使途項目 ○○○費
支出月日 ○月○日
備 考 政務調査費按分割合 ○○%

領収書貼付様式への記入例

〔別紙〕

《領収書貼付枠》 ※ 重ならないように貼付して下さい。

(領収書 1)

使 途 項 目 ○○○費

(領収書 2)

使 途 項 目 ○○○費 政務調査費を按分した場合
支 出 月 日 ○月○日
備 考 政務調査費按分割合 ○○%

(領収書 3) ※ 詳細な例

領 収 書

平成○○年○○月○○日

○○○○ 様

¥ 150,000-
 但し、●●●代として
 上記の金額正に領収いたしました

収入
印紙

使 途 項 目 ○○○費
支 出 月 日 ○月○日

○○市○○町○丁目○番○号
 ▲▲▲▲株式会社 印
 TEL (○○)○○○-○○○

立替払いをしておいて、後で政務調査費を支出をした場合

政務調査費を按分した場合

留意：日付が必ず入っていること

印紙が貼付されている場合
要 消 印

内容が記載されていること

会社(代表者名)、印鑑、住所
等が記載されていること

※ 領収書は、すべて徴することが原則となっておりますが、按分により政務調査費を充当した場合は、「支出月日」の下に「備考」の項目を設けて按分割合を記載して下さい。

① 使 途 項 目 ○○○費
支 出 月 日 ○月○日
備 考 政務調査費按分割合 ○○%

(5) 収支報告書の修正

議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しは、修正することができます。

①修正の時期

随 時

②修正依頼書の提出

- 会派の場合 会派代表者 ⇒ 議 長
- 議員の場合 議 員 ⇒ 議 長

③提出書類

- 政務調査費収支報告書修正依頼書
 ※ 「事務局様式 (28頁)」及び「修正依頼書記入例 (29頁)」参照
- 領収書等の写しの提出
 ※ 事務所費、事務費及び人件費を除く費目で1件5万円以上の支出が修正原因に
 含まれている場合

④その他

修正の結果、新たに残余额が生じた場合は、返還が必要になります。

(6) 政務調査費に関する相談

政務調査費の適切な運用を期するため、使途基準や収支報告書作成方法等について、各会派及び議員の皆様方からの相談に対応するための体制を整えています。

[日 時] 原則として毎週火・水・木曜日
 ※ 事前にご連絡いただければ、随時対応させていただきます。

[場 所] 北別館2階 議会総務課 (和歌山市小松原通1丁目1番地)
 TEL 073-432-4111 内線 3568
 FAX 073-441-3559

[担 当] 下出、上村

事務局様式

年 月 日

和歌山県議会議長 様

氏 名

印

政務調査費収支報告書修正依頼書

平成 年 月 日付け和議会第 号で交付決定のあった政務調査費の収支報告書について、下記のとおり修正報告します。

記

1 修正理由

2 修正内容

修 正 前			修 正 後		
区 分	支出額	主たる支出の内訳	区 分	支出額	主たる支出の内訳
収支報告書 合計欄			収支報告書 合計欄		

※ 記載上の注意

- ・ 収支報告書合計欄は修正分の合計ではなく、収支報告書全体の合計額を記載して下さい。
- ・ 修正後の収支報告書合計欄から当初の交付決定額を控除した額が返還を必要とする金額となります。

政務調査費収支報告書修正依頼書(議員) 記入例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県議会議長 様

会派の場合は「会派名」と「代表者名」の二段書きにしてください。

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

政務調査費収支報告書修正依頼書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け和議会第〇〇〇号で交付決定のあった政務調査費の収支報告書について、下記のとおり修正報告します。

記

1 修正理由

積算誤りのため ← 具体的に記載して下さい。

2 修正内容

事務費を5万円減額修正した事例ですが、提出している収支報告書に記載されているものすべての内容を記入して下さい。

修 正 前			修 正 後		
区 分	支出額	主たる支出の内訳	区 分	支出額	主たる支出の内訳
調査研究費	809,000	県外調査経費 県内調査経費 等	調査研究費	809,000	県外調査経費 県内調査経費 等
研修費	259,500	〇〇議員連盟会費 〇〇講演会参加旅費	研修費	259,500	〇〇議員連盟会費 〇〇講演会参加旅費
広報費	110,500	広報誌印刷費・発送費	広報費	110,500	広報誌印刷費・発送費
事務所費	600,000	事務所の賃借料、管理運営費	事務所費	600,000	事務所の賃借料、管理運営費
事務費	501,000	事務機器借上費、事務用品購入費、通信費	事務費	451,000	事務機器借上費、事務用品購入費、通信費
人件費	960,000	事務員雇用経費	人件費	960,000	事務員雇用経費
収支報告書合計欄	3,240,000		収支報告書合計欄	3,190,000	

この場合、返還額は

$3,240,000 - 3,190,000 = 50,000$ 円となります。

(交付決定額) - (修正後の合計額)

8 収支報告書の調査

議長は、収支報告書が提出された場合、政務調査費の適正な運用を期すため、必要と認めるときは、調査を行います。

9 収支報告書の閲覧

(1) 収支報告書の閲覧制度

提出された収支報告書や領収書等の写し（以下「収支報告書等」と言います。）は、提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、閲覧の対象となります。

また、収支報告書等は、公文書として3年間保存され、その間、次の者は閲覧を請求することができることになっています。

- 〔閲覧を請求できる者〕
- ① 県内に住所を有する者
 - ② 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(2) 非公開情報の取り扱い

収支報告書等に「和歌山県情報公開条例」第7条各号に規定する情報（個人情報等の非公開情報）が記載されている場合は、これらの情報を除いて閲覧に供することとなります。

非公開とする情報の具体例

●個人に関する情報

- ① 支払の相手方が個人の場合（事業を営む個人の当該情報は除く）
 - ア. 支払相手方の氏名
 - イ. 振込先金融機関名
 - ウ. 口座番号
 - エ. 領収書の印影
 - オ. 住所
 - カ. 電話番号
- ② 議員個人の情報
 - ア. 金融機関名
 - イ. 口座番号
 - ウ. 非公開の電話番号（携帯等）・住所
 - エ. 通帳残高・政務調査費に充当した経費以外の支出に係る記載部分
 - オ. クレジットカード売上票（利用明細）のうち、政務調査費に充当した経費以外の支出に係る記載部分

《 参考資料集 》

資料目次

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 政務調査費の交付に関する条例 | 32頁 |
| 2 | 政務調査費の交付に関する規程 | 37頁 |
| 3 | 政務調査費運用の手引き | 46頁 |
| 4 | 政務調査費運用の手引き細則 | 52頁 |
| 5 | 情報公開条例（抜粋） | 82頁 |

和歌山県政務調査費の交付に関する条例

《平成13年3月27日公布 条例第34号》

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、和歌山県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付の対象)

第2条 政務調査費は、和歌山県議会の会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、月額3万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、毎月1日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合における当月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、月額27万円とし、毎月1日に在職する議員に対し交付する。

2 議員が月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合における当月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び政務調査費経理責任者を定め、会派の代表者は、別に定めるところにより会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定めるところにより会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者は、別に定めるところにより会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項に規定する期限が経過した日以後において、会派結成届、会派異動届若し

くは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定めるところにより、速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による通知に係る会派及び議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。

2 知事は、前条第2項の規定による通知に係る会派及び議員について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。

(1) 政務調査費の交付を受けるべき会派又は議員がある場合 交付の決定

(2) 既に交付の決定を行った政務調査費の交付の額に変更が生じる場合 変更の交付の決定

(政務調査費の請求等)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎四半期に属する最初の月の20日(その日が県の休日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日をいう。))に当たるときはその翌日)までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。

ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 1四半期の途中において、新たに会派が結成され、若しくは会派の所属議員が増加し、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、当該会派の代表者又は議員は、前条第2項の規定による通知を受けた後、速やかに次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより政務調査費を請求するものとし、当該四半期の翌四半期以降の政務調査費を請求する場合については、前項の規定を準用する。

(1) 新たに会派が結成された場合又は議員が当選した場合 当該会派の会派結成届が提出された日又は当該議員の任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の当該四半期に属する月分の政務調査費

(2) 会派の所属議員が増加した場合 当該増加が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の当該四半期に属する月分の政務調査費(既に交付を受けた政務調査費の額と当該四半期において交付を受けるべき政務調査費の額との差額分に限る。)

3 知事は、前2項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の返還)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、1四半期の途中において、会派の所属議員数が減少し、交付を受けるべき政務調査費の額が減少したときは、第7条第2項第2号の規定による通知を受けた後、既に交付を受けた政務調査費の額から当該四半期において交付を受けるべき政務調査費の額を控除した額を速やかに知事に返還しなければならない。

2 1四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、当該解散した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに知事に返還しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた議員は、1四半期の途中で辞職、失職、除名若しくは死亡又

は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに知事に返還しなければならない。

- 4 知事は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出(次条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(政務調査費の使途)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第11条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式により、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 会派が解散した場合には、会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員が任期満了、辞職、失職若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第12条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第13条 第11条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。
- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委 任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月5日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第48号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第11条関係）
（その1）

年 月 日

和歌山県議会議長 様

会派名
代表者名

印

政務調査費収支報告書

年 月 日付け和議会第 号で交付決定のあった政務調査費について、和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、 年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務調査費 円

2 支出

（単位：円）

区 分	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合 計		

3 残余

円

別記様式（第11条関係）
（その2）

和歌山県議会議長 様	年 月 日																																	
政務調査費収支報告書	氏 名 印																																	
<p>年 月 日付け和議会第 号で交付決定のあった政務調査費について、和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収入 政務調査費 円</p> <p>2 支出 （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">支 出 額</th> <th style="width: 60%;">主たる支出の内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>調査研究費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>研修費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>会議費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>資料作成費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>資料購入費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>広報費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務所費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人件費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3 残余 円</p>		区 分	支 出 額	主たる支出の内訳	調査研究費			研修費			会議費			資料作成費			資料購入費			広報費			事務所費			事務費			人件費			合 計		
区 分	支 出 額	主たる支出の内訳																																
調査研究費																																		
研修費																																		
会議費																																		
資料作成費																																		
資料購入費																																		
広報費																																		
事務所費																																		
事務費																																		
人件費																																		
合 計																																		

和歌山県政務調査費の交付に関する規程

《平成13年3月30日制定》

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届)

第2条 条例第5条第1項の規定による会派結成届は、別記第1号様式によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による会派異動届は、別記第2号様式によらなければならない。

3 条例第5条第3項の規定による会派解散届は、別記第3号様式によらなければならない。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、別記第4号様式によらなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、別記第4号様式によらなければならない。

(政務調査費の使途基準)

第4条 条例第10条の規定による使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(領収書等の写しの提出)

第5条 会派の代表者及び議員は、条例第11条に規定する報告書を提出するときは、1件50,000円以上のすべての支出（別表第1に規定する事務費及び人件費並びに別表第2に規定する事務所費、事務費及び人件費を除く。）について領収書の写し又は支払証明書の写しを提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第11条の規定により提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間にしなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月26日)

この規程は、平成17年7月26日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年度分の和歌山県政務調査費から適用する。

別表第1（第4条関係）

項 目	内 容
調査研究費	<p>会派が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）</p>
研 修 費	<p>会派が行う研修会及び講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 （会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）</p>
会 議 費	<p>会派における各種会議に要する経費 （会場費・機材借上げ費、資料印刷費等）</p>
資料作成費	<p>会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷製本費、原稿料等）</p>
資料購入費	<p>会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料等）</p>
広 報 費	<p>会派が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）</p>
事 務 費	<p>会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 （事務用品・備品購入等、通信費等）</p>
人 件 費	<p>会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）</p>

別表第2（第4条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 （会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 （会場費・機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広 報 費	議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、管理運営費等）
事 務 費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 （事務用品・備品購入等、通信費等）
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）

別記第1号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

和歌山県議会議長 様

会派名

代表者名

印

会 派 結 成 届

和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

別記第2号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

和歌山県議会議長 様

会派名

代表者名

印

会 派 異 動 届

和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名		

別記第3号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

和歌山県議会議長 様

会派名

代表者名

印

会 派 解 散 届

和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記第4号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県議会議長

氏 名 印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

和歌山県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会 派

別紙会派結成(異動、解散)届のとおり

2 議 員

別紙議員名簿のとおり

和歌山県政務調査費運用の手引き

I. 総括

1. 政務調査費の性質

政務調査費は、議員（会派）が行う調査研究活動に要する経費に用途されるものである。

2. 運用についての考え方

①実費弁償の原則

政務調査活動は、議員（会派）の自発的な意志に基づき行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することが原則となる。

②按分にあたっての指針

議員（会派）の活動は、議会活動・政党活動・選挙活動など多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる。

この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うこととする。

③年度精算の原則

政務調査費については、交付年度内に執行された調査研究活動に要した経費を収支報告書にとりまとめ議長に報告することとなる。

例外として、年間を通じて継続的に使用したことにより発生する使用料のうち次の要件全てに該当するものにあつては、支払った日の属する年度にその経費を算入しても差し支えないものとする。

記

- ・毎月定期的に精算のうえ請求されるものであること。
- ・各月の請求の金額が大きく変動する性格のものでないこと。

II. 使途項目

1. 調査研究費

○使途内容

県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに委託調査に要する経費については、調査研究費として政務調査費を充当することができる。

（調査委託費、交通費、宿泊費等）

○留意点

- (1) 交通費（レンタカー代も対象とする。）、宿泊費は実費弁償が原則となる。
なお、額及び内容は、社会通念上許容される範囲のものである必要がある。

- (2) 交通費で領収書の徴収が可能なものについては、領収書を徴し、証拠書類として会議等の開催通知や案内状、日程表等と共に整理して保管する必要がある。
また、領収書を徴しがたいものについては、支払証明書の作成・保管などにより、支出の内容を明らかにするものとする。
- (3) 自動車使用の際の燃料費、高速料金等への充当は、政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動との割合を按分し、算定することとする。
また、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理費への充当は、政務調査活動に直接必要な経費であると考え難く、充当できないものとする。
- (4) 調査研究活動を行う際の食糧費については、政務調査活動に直接必要な経費であると考え難く、政務調査費の充当は行えないものとする。
ただし、宿泊料金の設定が朝食を含む場合には社会通念上妥当な範囲のもので宿泊料金の一部として充当することができるものとする。

会派から議員へ調査研究を依頼し会派交付の政務調査費を執行する場合は、会派の会議等で調査研究活動を具体的に決定した上でそれぞれの議員が会派の調査研究活動を分担して行うとする考えからの実施となり、調査を依頼された議員は、その旅行に要した費用は実費を請求することになるので、会派において領収書の類を備える必要がある。

2. 研修費

○使途内容

会派にあつては、会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費について、議員にあつては、団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費について、研修費として政務調査費を充当することができる。

(会場費・機材借り上げ費、講師謝金、交通費、宿泊費、研修会等会費、議員連盟会費〈海外議連等除く〉等)

○留意点

- (1) 講師謝金も可能な限り領収書を徴すること。
- (2) 会費に対する支出については、支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであるかが基準となり、以下の会費等についての支出は行うことはできないものとする。
- ・活動総体が政務調査活動に寄与しない団体に納める会費
 - ・個人の立場で加入している団体などに対する会費
(例) 町内会費、PTA会費、商工会費、ライオンズ・ロータリークラブ会費等
 - ・政党(県連)本来の活動に伴う党大会費、党費等
 - ・議会内の親睦団体の会費
 - ・他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費

- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の会費
- ・ 親睦または飲食を目的とする会合の会費
- ・ 意見交換を伴わない会合の会費 …………… 等

3. 会議費

○使途内容

会派にあつては、各種会議に要する経費について、議員にあつては、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費について、会議費として政務調査費を充当することができる。

(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)

○留意点

- (1) 会議費として支出される食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められていることを前提として、政務調査活動としての会議との一体性がもたれている場合に限り、支出を行えるものとする。

また、会派内部の会食は認められないものとする。

公職選挙法に抵触せず政務調査費の執行が可能な場合

- ①議員(会派)が主催する会議、研修会、及びそれらに連続した懇親会での選挙区外のものへの食事、飲食提供
- ②他者が主催する会議、研修会、及びそれらに連続した懇親会での食事、飲食
- ③議員(会派)が主催する会議、研修会での茶菓提供

- (2) 個人の県政報告会は、政治活動として行われるものについては支出に対象とならないが、地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するためのものであれば、その会議の開催にかかる経費は支出の対象とすることができる。

4. 資料作成費

○使途内容

議会審議に必要な資料を作成するために要する経費については、資料作成費として政務調査費を充当することができる。(印刷製本費、原稿料等)

5. 資料購入費

○使途内容

調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費については、資料購入費として政務調査費を充当することができる。(書籍購入費、新聞雑誌購読料等)

○留意点

- (1) 書籍購入費、新聞雑誌購読料については、調査研究に資するものであることが充当の条件となり、個人としての購読分は対象とならない。

6. 広報費

○使途内容

議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費については、広報費として政務調査費を充当することができる。

(ホームページ作成委託費、広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)

○留意点

- (1) 議員活動の広報と政治活動の広報を区別すること。
また、作成した紙面等に双方が併存している場合には、按分により政務調査費の充当額を算出することとする。
なお、議員活動の広報については、住民の意見を議会活動に反映させることを目的に行われるものである必要がある。

7. 事務所費

○使途内容

議員が行う政務調査活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費については、事務所費として政務調査費を充当することができる。

(事務所の賃借料、管理運営費等)

○留意点

- (1) 賃貸している事務所が、後援会事務所との併用となっている場合、按分により政務調査費の充当額を算出することとする。
- (2) 政務調査費は、原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、環境整備にまで支出することは必要最低限のものにとどめなければならないとする考えから、事務所の不動産購入、建設工事への充当はできないものとする。
また、自己所有の事務所を賃貸しているものとして賃借料を政務調査費で支出することについても、支出の対象としないものとする。

8. 事務費

○使途内容

調査研究にかかる事務遂行に要する経費については、事務費として政務調査費を充当することができる。

(事務用品・備品購入等、通信費、事務機器借り上げ費 … 等)

○留意点

- (1) 慶弔費、贈答品、挨拶状等への支出は行うことはできない。

- (2) 携帯電話を含めた電話料金は通信費として政務調査費を充当することができるが、政務調査専用の電話を所有していない限り、政務調査とその他の使用の割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出することとする。
また、この場合の基本使用料は政務調査費の充当は行わないものとする。
- (3) 政務調査費は、原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、環境整備にまで使うことは必要最低限のものにとどめなければならないとする考えから、高額な備品の購入に充当することは行えないものとし、事務用品等の購入については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定することとする。

9. 人件費

○使途内容

調査研究を補助する職員を雇用する経費については、人件費として政務調査費を充当することができる。

(給料、手当、社会保険料、賃金等)

○留意点

- (1) 人件費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出するものとする。
- (2) 雇用単価については、社会通念上妥当な範囲の額であることとする。
- (3) 職員雇用にあたっては、雇用期間、就業時間、給与額等が記載されている雇用契約書を取り交わすものとする。
また、親族の雇用も可能ではあるが、一般的に誤解を招きやすいことから、源泉徴収、所得税等の税制上の対応は当然のこと、雇用関係についても疑義が生じることがないように、雇用条件等を明確にするものとする。

Ⅲ. 充当が不適当な経費（参考事例）

1. 政党活動経費

- ・ 党大会の出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党活動、県連活動に要する経費
- ・ 政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

2. 選挙活動経費

- ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費

3. 後援会活動経費

- ・後援会活動に要する経費
- ・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）
- ・後援会主催の「県政報告会」等の開催に要する経費

4. 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
- ・親睦会又は飲食を主たる目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費
- ・他の団体の役職を兼ねている場合においての、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費

5. その他適当でない経費

- ・挨拶、会食やテープカットのみへの出席に要する経費
- ・事務所の購入・修繕や高額な備品の購入に要する経費
- ・社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- ・調査研究活動に直接必要としない備品の購入に要する経費
（冷蔵庫、美術品、衣類等）